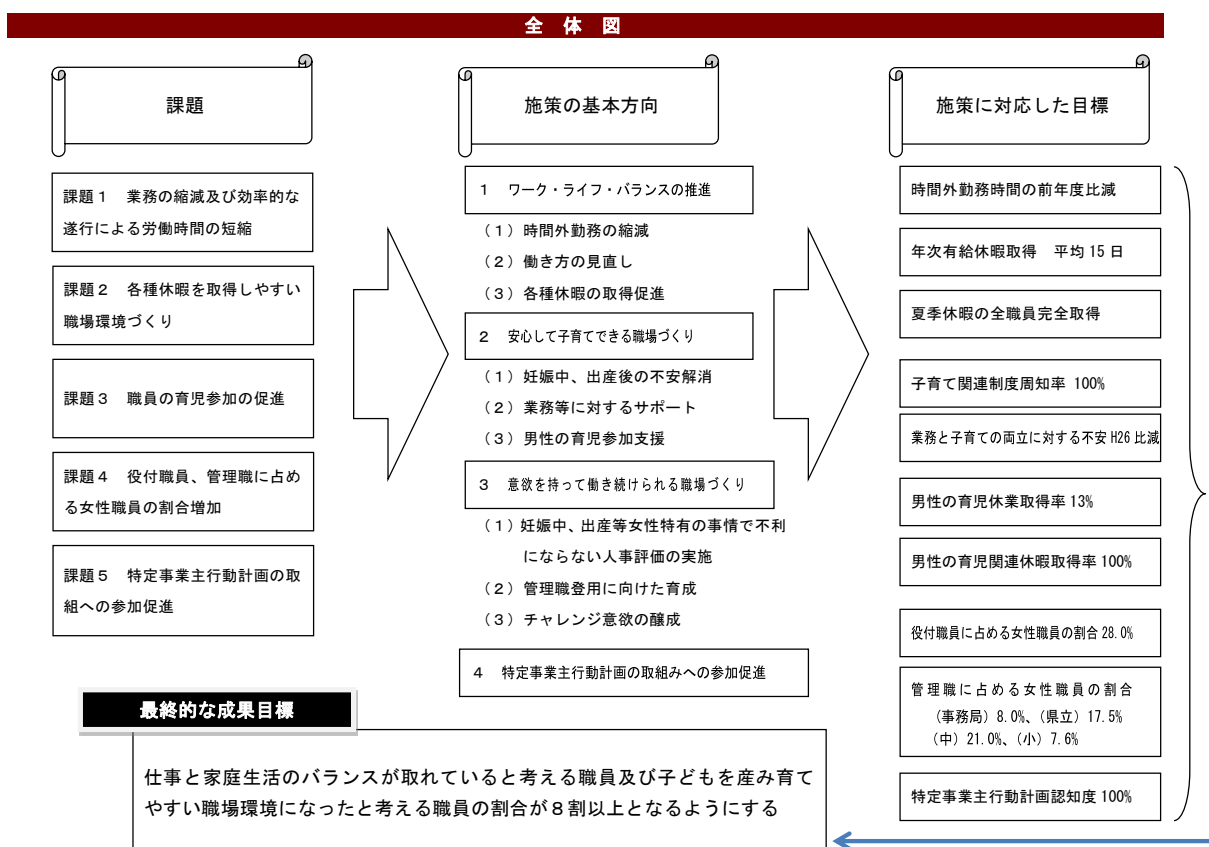


女性活躍推進法の施行に伴う「第3期特定事業主行動計画」の改定について

～職員みんなで理解し合い助け合って、仕事も子育ても安心してできる職場づくり～

県教育委員会では、平成27年9月に女性活躍推進法が公布されたことを受け、特定事業主行動計画（第3期計画）を見直し、平成28年3月に改定しました。

改定後の第3期計画では、職員がお互いを理解し合い助け合うことを基本とし、「意欲を持って働き続けられる職場づくり」を新たに施策の基本方向の一つに加え、数値目標を設定しています。



数値目標では、全職員の年次有給休暇取得平均日数や女性職員の管理職登用率など、具体的な目標を掲げています。また、計画推進のための各職員の取組みとして、(1) 所属長等、(2) 子育て中の職員、(3) 全職員のそれぞれに、求められる意識や行動を掲載しています。特に所属長の皆さんによる職場環境づくりが大切です。

第3期特定事業主行動計画は、熊本県教育委員会のホームページ内「教職員の皆様へ」に掲載されています。

皆さんの職場でも、是非計画をご覧になって、より良い職場づくりについて話し合ってみてください。



熊本県教育委員会HP：

http://kyouiku.higo.ed.jp/page/pub/default.phtml?p_id=7226